

同外一件(永山忠則君紹介)(第四一六二一號)
同(瀧尾弘吉君紹介)(第四一六二二號)
同(丹羽喬四郎君紹介)(第四一六二三號)
同外一件(西村英一君紹介)(第四一六二四號)
同外一件(福田繁芳君紹介)(第四一六二五號)
同外一件(藤本孝雄君紹介)(第四一六二六號)
同外三件(前尾繁三郎君紹介)(第四一六二七號)
同外四件(愛知揆一君紹介)(第四一六二八號)
同(青木正君紹介)(第四一六二九號)
同(荒松清十郎君紹介)(第四一六三〇號)
同(小川平二君紹介)(第四一六三一號)
同(大泉寛三君紹介)(第四一六三二號)
同(加藤常太郎君紹介)(第四一六三三號)
同(嶋田宗一君紹介)(第四一六三四號)
同(倉石忠雄君紹介)(第四一六三五號)
同(小宮山重四郎君紹介)(第四一六三六號)
同外一件(砂原格君紹介)(第四一六三七號)
同(橋本登美三郎君紹介)(第四一六三八號)
同外三件(長谷川峻君紹介)(第四一六三九號)
同外二件(原田憲君紹介)(第四一六四〇號)
同(福永健司君紹介)(第四一六四一號)
同(藤尾正行君紹介)(第四一六四二號)
同(増田甲子七君紹介)(第四一六四三號)
同外一件(松山千恵子君紹介)(第四一六四四號)
同(渡辺栄一君紹介)(第四一六四五號)
同(渡辺美智雄君紹介)(第四一六四六號)
同(砂原格君紹介)(第四一六四七號)
同(公共企業体職員等共済組合法改正に関する請願(横山利秋君紹介)(第四一六四八號)
同(公共浴場業に対する所得税等の減免に関する請願(青木正君紹介)(第四一六四九號)
同(大泉寛三君紹介)(第四一六五〇號)
同(嶋田宗一君紹介)(第四一六五一號)
同(小宮山重四郎君紹介)(第四一六五二號)
同(松山千恵子君紹介)(第四一六五三號)
同(山本勝市君紹介)(第四一六五四號)
同(荒松清十郎君紹介)(第四一六五五號)
同(渡海元三郎君紹介)(第四一六五六號)
音楽、舞踊、能楽等の入場税撤廃に関する請願

外十八件(加藤進君紹介)(第四二六七七號)
同外十八件(川上實一君紹介)(第四二六七八號)
同外十九件(谷口善太郎君紹介)(第四二六八九號)
同外十九件(林百郎君紹介)(第四二七〇號)
減税と税制民主化等に関する請願(林百郎君紹介)(第四二七一號)
法人税引き下げに関する請願(四宮久吉君紹介)(第四二三八六號)
同(中村梅吉君紹介)(第四二三八七號)
音楽、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願(湯山勇君紹介)(第四二三八九號)
ブドウ酒輸入抑制に関する請願(増田甲子七君紹介)(第四二四二七號)
中小企業政府系金融機関の資金増額等に関する請願(増田甲子七君紹介)(第四二四二八號)
同月十四日
法人税引き下げに関する請願(田中榮一君紹介)(第四四四二二號)
酒類小売業の免許制度に関する請願(今澄勇君紹介)(第四五〇八八號)
同外一件(受田新吉君紹介)(第四五〇九〇號)
同(内海清君紹介)(第四五一〇一號)
同外六件(小川平次君紹介)(第四五一二二號)
同外一件(木村武千代君紹介)(第四五一二三號)
同(佐々木良作君紹介)(第四五一三三號)
同(鈴木一君紹介)(第四五一四四號)
同(竹本孫一君紹介)(第四五一五五號)
同外四件(谷垣專一君紹介)(第四五一五六號)
同外一件(中馬辰猪君紹介)(第四五一五七號)
同外三件(前尾繁三郎君紹介)(第四五一五八號)
同外二件(森清君紹介)(第四五一五九號)
同(山下榮二君紹介)(第四五一六〇號)
同外三件(吉田賢一君紹介)(第四五一六一號)
同外一件(足鹿寛君紹介)(第四五一六二號)
同外一件(岡良一君紹介)(第四五一六三號)
同(落合寛茂君紹介)(第四五一六四號)
同(栗林三郎君紹介)(第四五一六五號)
同外一件(島口重次郎君紹介)(第四五一六八號)
同外二件(田中武夫君紹介)(第四五一六九號)

同(堂森芳夫君紹介)(第四六〇〇一號)
同外一件(西村関一君紹介)(第四六〇〇二號)
同外二件(三池信君紹介)(第四六〇〇三號)
同(森本靖君紹介)(第四六〇〇四號)
同(柳田秀一君紹介)(第四六〇〇五號)
同(山中日露史君紹介)(第四六〇〇六號)
東名高速道路等の用地買上げに伴うはん地の所有権に関する請願(安藤覺君紹介)(第四五四八八號)
公務員共済組合短期給付費用の一部国庫負担に関する請願(栗林三郎君紹介)(第四五八八九號)
入場税撤廃並びに労音、労演に対する不当課税の取消し等に関する請願(落合寛茂君紹介)(第四五九二二號)
戦時中の軍部前渡金返納義務免除に関する請願(西村直己君紹介)(第四五九三三號)
同月十五日
公共浴場業に対する所得税等の減免に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第四六六三三號)
同(藤山愛一郎君紹介)(第四六七八八號)
同(山村新治郎君紹介)(第四六七八九號)
同(小沢辰男君紹介)(第四六九〇六號)
酒類小売業の免許制度に関する請願(河本敏夫君紹介)(第四六六四四號)
同外二件(田中伊三三君紹介)(第四六六五五號)
同外三件(館林三喜男君紹介)(第四六六六六號)
同(井手以誠君紹介)(第四六七八二號)
同(受田新吉君紹介)(第四七八三三號)
同(畑和君紹介)(第四七八四四號)
同(岡田忠次郎君紹介)(第四七八五五號)
増税反対等に関する請願(川上實一君紹介)(第四七八六六號)
同(谷口善太郎君紹介)(第四七八七七號)
入場税撤廃並びに労音、労演に対する不当課税の取消し等に関する請願(川上實一君紹介)(第四七八七八號)
同(谷口善太郎君紹介)(第四七八八九號)
音楽、舞踊、能楽等の入場税撤廃に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第四七九〇一號)

同(島上善五郎君紹介)(第四九〇七〇號)
企業組合に対する課税適正化に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第四九〇七一號)
は本委員会に付託された。
五月十三日
税理士法の一部を改正する法律案の一部修正に関する陳情書(東京都千代田区神田岩本町八番地日本税理士会連合会長前田幸蔵)(第三四二二號)
中国向けプラント輸出に輸銀資金の融資実施に関する陳情書外一件(大阪府議会議長中井信夫外一名)(第三九七七號)
同(高槻市議会議長本田正治)(第四五五五號)
入場税の一部を原資とする映画産業金融機関設置に関する陳情書(東京都千代田区大手町一丁目三番地映画産業団体連合会渡部融)(第四三三五號)
同月十四日
国有財産特別措置法の一部改正に関する陳情書(東海市議会議長長豊橋市議會議長長木和田為作)(第四七三三號)
プロパンガス税の市町村移譲に関する陳情書(東海市議會議長長豊橋市議會議長長木和田為作)(第四八三三號)
は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件
閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律案(参議院提出、参法第一六六號)
牛乳管理特別会計法案(有馬輝武君外六名提出、衆法第三六六號)
砂糖消費税法を廃止する法律案(有馬輝武君外六名提出、衆法第三七三號)
○吉田委員長 これより会議を開きます。
有馬輝武君外六名提出の牛乳管理特別会計法案及び砂糖消費税法を廃止する法律案の両案を一括

して議題といたします。

牛乳管理特別会計法案 牛乳管理特別会計法

(設置)

第一条 牛乳法(昭和四十年法律第 号。以下「法」という。)に基づいて行なう指定生乳生産者団体に対する交付金の交付、乳製品の買入れ、売渡し、交換及び保管、生乳生産者団体に対する補助金の交付及び指定生乳生産者団体に対する船舶及び貨車の貸付け並びに法及び学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法(昭和四十年法律第 号。以下「特別措置法」という。)に基づいて行なう学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付及び特別措置法に基づいて行なう生乳生産者団体に対する補助金の交付(以下「牛乳管理事業」と総称する。)に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、農林大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第三条 この会計は、交付金勘定、乳製品安定勘定及び学校給食勘定に区分する。

(交付金勘定の歳入及び歳出)

第四条 交付金勘定においては、一般会計からの繰入金、第七條第一項又は第十九條第三項の規定による乳製品安定勘定からの繰入金、第九條第一項の規定による学校給食勘定からの繰入金、船舶及び貨車の貸付料並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、法第八條第一項の規定による交付金、法第二十三條の規定による補助金、船舶及び貨車の管理及び貸付けに関する経費、牛乳管理事業に関する事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとす

(乳製品安定勘定の資本)

第五条 乳製品安定勘定においては、次条第一項に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とする。

(乳製品安定勘定の歳入及び歳出)

第六条 乳製品安定勘定においては、乳製品の売渡金、乳製品の交換に伴う収入、証券(第十五條の規定により発行する証券に限る。)の発行収入金、借入金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、乳製品の買入れ、乳製品の買入れ、売渡し及び保管に関する経費、乳製品の交換に伴う支出、次条第一項又は第十九條第三項の規定による交付金勘定への繰入金、同項の規定による学校給食勘定への繰入金、証券(第十五條の規定により発行する証券に限る。)及び借入金の償還金、証券、一時借入金及び借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、この会計の資本に充てるため、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(乳製品安定勘定の交付金勘定への繰入れ)

第七条 乳製品の買入れ、売渡し、交換及び保管に関する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、乳製品安定勘定から交付金勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による繰入れは、予算の範囲内において政令で定めるところにより行なうものとする。

(学校給食勘定の歳入及び歳出)

第八条 学校給食勘定においては、一般会計からの繰入金、第十九條第三項の規定による乳製品安定勘定からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、牛乳の買入れ代金、牛乳の買入れ及び給付に関する経費、特別措置法第七條の規定による補助金、次条第一項の規定による交付金勘定への繰入金その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(学校給食勘定からの交付金勘定への繰入れ)

第九条 牛乳の買入れ及び給付並びに特別措置法第七條の規定による補助に関する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、学校給食勘定から交付金勘定に繰り入れるものとする。

2 第七條第二項の規定は、前項の規定による繰入れについて準用する。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

第十条 農林大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書及び国庫債務負担行為要求書(以下「歳入歳出予算計算書等」という。)を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書等には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 乳製品安定勘定の前年度の貸借対照表、損益計算書及び乳製品在高明細表

二 乳製品安定勘定の前年度及び当該年度の予定貸借対照表、予定損益計算書及び予定乳製品在高明細表

三 国庫債務負担行為で翌年度以後にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み並びに当該年度以後の支出予定額

(歳入歳出予算の区分)

第十一条 この会計の歳入歳出予算は、交付金勘定、乳製品安定勘定及び学校給食勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第十二条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第十條第一項に規定する歳入歳出予算計算書等及び同条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(証券及び一時借入金)

第十三条 乳製品安定勘定において、支払上現金

に不足があるときは、当該勘定の負担において、証券を発行し、又は一時借入金をすることができ

2 前項に規定する証券及び一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。

(借換)

第十四条 前条第一項の規定による証券又は一時借入金をその償還期限内に償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、借換のため、乳製品安定勘定の負担において、証券を発行し、又は一時借入金をすることができ

2 前項に規定する証券及び一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。

(証券及び借入金)

第十五条 第十三條第一項又は前条第一項の規定による証券又は一時借入金(国庫余裕金の繰替使用に関する法律(昭和二十四年法律第六十三号)第一条第一項の規定による繰替金があるときは、当該繰替金を含む。)を当該年度内に償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、乳製品安定勘定の負担において、証券を発行し、又は借入金をすることができ

2 前条第一項の規定は、前項の規定による証券又は借入金の借換について準用する。

3 前二項の規定による証券及び借入金は、一年内に償還しなければならない。

(証券等の限度額)

第十六条 前三條の規定による証券、一時借入金及び借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(証券等の発行及び償還等の事務)

第十七条 第十三條から第十五條までの規定による証券、一時借入金及び借入金の発行、借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十八条 第十五條の規定による証券及び借入金

砂糖類で、その砂糖類の製造場からの移出又は保税地域からの引取りがこの法律の施行前に行なわれたものを原料に供して製造した旧法第十八条第一項各号に掲げる物品の製造者又は輸出人者に対する砂糖消費税に相当する金額の還付については、なお従前の例による。

10 この法律の施行前に輸出した旧法第十八条第一項第三号に掲げる物品で旧法第二十三条第一項各号に掲げるもののうち、この法律の施行前又はこの法律の施行後に保税地域から引き取られ、又は保税地域において消費された場合においては、当該物品に係る砂糖消費税については、なお従前の例による。

11 旧法第五十二条第二項ただし書の規定の適用を受けた砂糖類を原料としてこの法律の施行前に製造した物品が、この法律の施行後に輸出以外の目的で、保税地域から引き取られ、又は保税地域において消費された場合においては、当該物品に係る砂糖消費税については、なお従前の例による。

12 (災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項本文中「砂糖、糖みつ若しくは糖水」、「(販売する砂糖、糖みつ又は糖水の原料とするため所持する砂糖、糖みつ又は糖水を含む)」及び「砂糖消費税」を削り、同条第二項中、「砂糖消費税法第二十一条第一項」を削る。

13 (相続税法の一部改正)
相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中、「砂糖消費税」を削る。

14 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第百九條前段中、「砂糖消費税」を削る。
(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

15 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中、「砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)」を削る。

16 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第三條第五号ハ中「砂糖消費税法」を「旧砂糖消費税法」に改める。

17 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中、「砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)」を削る。

18 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一條中、「砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)」を削る。

第二條第一号中、「砂糖消費税」を削り、同条第二号中、「砂糖消費税法第一條(課税物件)」に

規定する砂糖、糖みつ若しくは糖水」を削る。
第五條第三項ただし書中「砂糖消費税法第五條第三項引取りとみなす場合」、「及び「砂糖消費税」を削る。

19 (租税特別措置法の一部改正)
租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中、「砂糖消費税」及び「砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)」を削る。

20 国稅徵收法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号中、「砂糖消費税」を削る。

21 國稅通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号中、「砂糖消費税」を削る。

22 この附則の規定により従前の例によることとされる砂糖消費税については、改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七條、改正前の相続税法第十四條第二項、改正前の会社更生法第百九條、改正前の国稅徵收法第二條第三号及び改正前の國稅通則法第二條第三号の規定は、なおその効力を有する。

23 (日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行前に改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国にお

ける合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七條(改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。)の規定により砂糖消費税の免除を受けた物品に係る砂糖消費税については、なお従前の例による。

24 この法律の施行前に改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第五條第一項若しくは第七條第一項の規定により砂糖消費税の免除を受けた物品に係る砂糖消費税の徴収又は改正前の同法第九條第一項に規定する当該輸入された物品でこの法律の施行前に砂糖消費税を納付して輸入されたものを同項に規定する期間内に保税工場に入れ、これを原料として製造した貨物を輸出した場合若しくは改正前の同法第十條第一項に規定する内国消費税課税物品でこの法律の施行前に砂糖消費税を納付して輸入されたものうち、返送のため本邦から輸出されたものが同項に規定する期間内に保税地域に入れられた場合(同項に規定する内国消費税課税物品でこの法律の施行前に砂糖消費税を納付して輸入されたものが同条第二項に規定する期間内に保税地域に入れられ、廃棄された場合を含む。)における砂糖消費税額に相当する金額の還付については、なお従前の例による。

25 (印紙等模造取締法の一部改正)
印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中、「砂糖消費税法第三十三條の規定による砂糖消費税証紙」及び「砂糖消費税法第三十三條の二の規定による検印の印影」を削る。

26 この法律の施行前にした行為及びこの附則の

規定により従前の例によることとされる砂糖消費税に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に關する法律による砂糖類の管理制度の実施に伴い、及び生活必需品に對する課税の軽減を図るため、砂糖消費税法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約百億円である。

○古田委員長 提出者より提案理由の説明を聴取いたしました。有馬議員君。

○有馬議員 たいだいま議題となりました牛乳管理特別会計法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

わが党は、牛乳及び乳製品の生産の確保、価格の安定、消費の増進等をはかることに、酪農及びその関連産業の健全な発達と農家所得の向上を促進し、あわせて国民の食生活の改善に資するため、牛乳についての交付金の交付、牛乳及び乳製品の販売に關する基準価格の設定、乳製品の政府の買入れ及び売渡し、学校給食用牛乳の給付母子保健牛乳等の採取についての援助等の措置を講ずることとし、別途牛乳法案及び学校給食の用に供する牛乳の供給等に關する特別措置法案を今国会に提案して、御審議を願つてゐるのであります。が、これらの法律案において実施することとしてゐる牛乳管理事業につきましては、その収支を明確にするため特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することが必要であると認められますので、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、この特別会計におきましては、牛乳法案及び学校給食の用に供する牛乳の供給等に關する特別措置法案において実施することとしてゐる牛乳管理事業に關するすべての経理を行なうこととしておきます。

第二に、この特別会計は、農林大臣が管理することとし、その経理は、交付金勘定、乳製品安定勘定及び学校給食勘定に区分して行なうこととしておきます。

交付金勘定の歳入は、一般会計からの繰り入れ金、乳製品安定勘定からの事務取り扱い費相当額及び積み立て金額の繰り入れ金、学校給食勘定からの事務取り扱い費相当額の繰り入れ金並びに船舶及び貨車の貸付料等とし、同勘定の歳出は、指定生乳生産者団体に対する生乳についての交付金、生乳生産者団体に対する飲用牛乳等の製造施設に關する補助金、船舶及び貨車の管理及び貸し付けに關する経費並びに牛乳管理事業に關する事務取り扱い費等とすることとしておきます。

次に、乳製品安定勘定におきましては、一般会計からの繰り入れ金に相當する金額をもつて資本とすることとしており、同勘定の歳入は、乳製品の売り渡し代金、乳製品の交換に伴う収入、証券の発行収入金、借入れ金、一般会計からの繰り入れ金等とし、その歳出は、乳製品の買入れ代金、乳製品の買入れ、売り渡し及び保管に關する経費、乳製品の交換に伴う支出、交付金勘定への事務取り扱い費相当額及び積み立て金額の繰り入れ金、学校給食勘定への積み立て金額の繰り入れ金、証券及び借入れ金の償還金、証券、一時借り入れ金及び借り入れ金の利子等とすることとしておきます。

また、学校給食勘定の歳入は、一般会計からの繰り入れ金、乳製品安定勘定からの積み立て金額の繰り入れ金等とし、同勘定の歳出は、牛乳の買入れ代金、牛乳の買入れ及び給付に關する経費、生乳生産者団体に対する牛乳の処理施設等にかかる補助金、交付金勘定への事務取り扱い相當額の繰り入れ金等とすることとしておきます。

第三に、乳製品安定勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、同勘定の積み立て金として積み立て、損失を生じたときは、同勘定の積み立て金を減額して整理し、必要があるときは、その積み立て金の範囲内で交付金勘定または学校給食勘定に繰り入れ金をすることができるとしておきます。

このほか、予算及び決算の作成及び提出に關し必要な事項をはじめとし、証券の発行及び償還、一時借入金及び借入金の借り入れ及び償還、決算上の剰余金の処理、余剰金の資金運用部への預託等について必要な事項を定めることとすることとし、この特別会計の設置に伴つて必要な関係法の諸規定の整備を行なうこととしておきます。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及びその内容であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

次に、たいだいま議題となりました砂糖消費税法を廃止する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

わが党は、生活必需品に對しては課税すべきでないという租税原則に立脚し、かつ、昭和三十八年当時における世界的な砂糖の品不足による砂糖の小売り価格の異常な上昇に對処する物価対策の見地から、第四十三回国会及び第四十五回国会において、砂糖消費税法を廃止する法律案を提案したのであります。

砂糖消費税の撤廃は、生活必需品に對する課税を軽減しようとするものであり、現行の租税体系における逆進的傾向の是正、すなわち、大衆課税の排除をはかるものであることは申すまでもないところであります。さらに、わが党が今国会に提案し、別途御審議を願つております甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に關する法律案において政府による砂糖の輸入の管理及び国内産の砂糖類の買入れを実施することとしてゐることに伴

い、この際、砂糖消費税法を廃止することが必要であると認められますので、ここに三たびこの法律案を提出した次第であります。

この法律案の内容を申し述べますと、現行の砂糖消費税法を昭和四十年十月一日をもって廃止いたしますとともに、砂糖消費税法の廃止に伴う経過措置を定め、また、砂糖消費税法の廃止に伴う関係法律の整理を行ない、さらにその整理に伴う経過措置を定めることとしておきます。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及びその内容であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○古田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に對する質疑は次会に譲ります。

○古田委員長 閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に關する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。佐藤觀次郎君。

○佐藤（觀）委員 提案者に質問をするのでありますが、いま満鉄の社員でこの問題に關係して未整理になつておられる方は、全体の何割ぐらいですか。

○平島参議院議員 お答えいたします。いままで支払いを済ました者が人員におきまして一万九千八百十二名ありますが、なお残つております者が四万八千七十九名、金額は二千四百万円余りでございます。

○佐藤（觀）委員 取りに来た者よりも残つておる者が多いのですが、その理由はどういふわけですか。

○平島参議院議員 金額が少ないせいもございませうが、大体終戦当時満鉄の社員は十四万ちょつと欠ける程度でございましたが、そのうち約四万程度は軍に徴召して、ほとんど本社に勤務してない人が多かったのであります。そしてこれらの方々が、あるいはシベリアに抑留され、あるいは

その他いろいろな事情で、引き揚げましてもなかなか所在が突きとめにくかったのでありまして、最近になりまして、恩給法の改正あるいは援護法の改正等が出ましたのと、それから、公務員に対する満鉄在職時代の年数の通算等いろいろな法律が法律が出ました結果、所在のわかった方々が非常に多くなったのであります。現在でも所在がはつきりわかっておりましてまだ支給していない方が一万五千名ぐらい残っております。

○佐藤(観)委員 初めは希望意見としては十年ぐらゐまで延長するというのを聞いておりました、大体五年間ぐらゐで全部整理ができる予定ですか。こういう問題はめんどろなこともあるし、またこれ以上法律を、五年たつてからまた五年延ばすというものはいろいろ問題がありますので、この五年間で大体整理がつくものであるのか、あなたの方の心組をひとつ教えてもらいたいと思います。

○平島参議院議員 五年で全部済むとは思っておりませんが、もう五年も延長していただければ大体打ち切られても差しつかえないと思っております。

○佐藤(観)委員 金額もたいしたことありませんし、せつかく閉鎖機関に国がわざわざ補償した以上は、これは有効適切に使う必要があると思つたので、そういう点で、あなたの方の立場としては、大体この五年のめどである点まで整理がつくような処置をされることをわれわれも要望すると同時に、そういう見通しについてお伺いしたいと思います。

○平島参議院議員 できるだけ引き揚げ関係の各団体に連絡いたしまして、この残つた五年間に完了するように努力したいと存じます。

○佐藤(観)委員 ひとつせつかくめんどろな法律を通すわけでございますから、早く整理していただくことを要望しまして、私の質問を終わります。

○吉田委員長 本案に対する質疑は終了いたします。

した。

○吉田委員長 これより討論に入るのであります、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

おはかりいたします。本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

この際暫時休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

昭和四十年五月二十日印刷

昭和四十年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局